

財団法人日本ハンドボール協会
「がんばれハンドボール10万人会」サポート会規約

平成15年4月

第1条（目的）

財団法人日本ハンドボール協会サポート会（以下本会という）は、財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会を財政支援し、もってハンドボール競技の普及発展を支援することを目的とする。

第2条（会員）

- 1．ハンドボール競技の普及・発展を支援する目的に賛同し、本会に入会を申し込まれた方を会員とする。
- 2．会員としての権利は、財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会に入会を申し込み、受理された時に成立する。
- 3．会員は、名誉会員、特別会員、グランド会員、ファミリー会員、ジュニア会員(18歳以下)、グループ会員、フレンド会員の7種別とし、それぞれの会員種別に応じて特典を受けることが出来る。

第3条（会員期間）

- 1．会員としての期間は1カ年とする。年会費を納入した月から起算して1カ年とする。年会費未納者はフレンド会員として、3カ年間登録される。
- 2．会員は、月会員制度として1カ年を経過する2ヶ月前より更新手続きを行う。会員は、更新とともに年会費を納入する。
- 3．自動更新を希望する会員は、年会費の納入を持って更新とし、第7条に定めるほか会員に申し出のないときは、自動的に更新扱いとする。

第4条（年会費）

- 1．会員は、次に定める年会費を納入する。

名誉会員	寄付金とする
特別会員	50,000円
グランド会員	10,000円
ファミリー会員	3,000円
グループ会員	3,000円
ジュニア会員	1,000円
フレンド会員	

- 2．年会費は、郵便振替により会員が納入する。

- 3 . 金融機関からの口座自動振り込みを希望する会員は、あらかじめ事務局申請する。
- 4 . 支払済の年会費は、退会を理由に返却することは出来ません。
- 5 . 継続して会員登録する場合は、会員期間が終了する2カ月前に更新手続きをする。

第5条（会計）

- 1 . 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
- 2 . 会計決算は、財団法人日本ハンドボール協会が管理・報告する。

第6条（会員番号）

会員は、財団法人日本ハンドボール協会の所定の方法により会員番号を付与する。

第7条（特典）

会員は、入会した種別により別表（サポート会員募集案内）に定める特典を受ける。

第8条（退会）

退会を希望する会員は、所定の様式により退会届を財団法人日本ハンドボール協会に提出する。フレンド会員は、3カ年の年会費の納入がない場合退会とする。

第9条（届け事項の変更）

- 1 . 会員の届け事項に変更が生じたときは、財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。
- 2 . 会員から届け出がないため、通知、送付書類が延着・未着になった場合、本会は責任を負いません。

第10条（規約の変更、承認）

本会の規約の変更は、財団法人日本ハンドボール協会の決議により発議し、その変更内容を会員に通知送付したときから、1カ月以内に会員総数の過半数の異議申し出がなければ、承認されたものとみなす。

付 則

この規約は、平成11年4月1日より施行。

この規約は、平成12年4月1日に一部改正。

この規約は、平成15年4月1日に一部改正。